

判決年月日	平成28年10月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(ネ)10042号		
<p>○ 被告製品と本件発明とは、押付部材とプランジャーピンとの接触に関し、技術的意義を異にしており、被告製品は、本件発明の構成要件Dを充足しないことから、文言侵害は成立せず、また、均等侵害も成立しない。</p>			

(関連条文) 特許法70条1項

(関連する権利番号等) 特許第5449597号(本件特許)

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、被控訴人らに対し、控訴人は、本件特許権を有しており、被控訴人らによる被告製品の輸入及び販売が本件特許権を侵害するとして、①特許法100条1項に基づき、被告製品の使用、譲渡、輸入、譲渡の申出の差止めを求めるとともに、②不法行為(民法709条)に基づき、本件特許権の設定の登録がされた平成26年1月10日から訴え提起の前日である同年8月5日までの特許法102条3項による損害の賠償等及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決(東京地裁平成26年(ワ)第20422号)は、控訴人の請求をいずれも棄却した。

2 本判決は、以下のとおり、被告製品は、本件特許の特許請求の範囲請求項1に係る発明(本件発明)の技術的範囲に属するとは認められないと判断した。

被告製品と本件発明とは、押付部材とプランジャーピンとの接触に関し、技術的意義を異にするものということができる。上記技術的意義を踏まえると、被告製品のコマ状部材は、構成要件Dの「押付部材」に該当せず、ほかに、被告製品の構成中、「押付部材」に該当するものはない。また、被告製品のコマ状部材の球状部がプランジャーピンの傾斜凹部を押すことは、構成要件Dの「押圧」に該当せず、ほかに、被告製品の構成中、「押圧」に該当するものはない。

特許請求の範囲に記載された構成中、相手方が製造等をする製品又は用いる方法と異なる部分が存在する場合において、均等侵害の成立が認められるためには、上記異なる部分の全てについて均等の5要件が満たされることを要するところ、控訴人は、相違点のうち、構成要件Dの「押付部材」が球形であるのに対し、被告製品のコマ状部材が球形ではないという点にのみ均等の5要件を主張するにとどまるから、主張自体、失当である。また、本件発明と被告製品は、本質的部分において相違することが明らかであるから、均等侵害の成立を認める余地はない。

以 上